

第1部 総論

第1章 長野市環境基本条例

1 条例の制定について

市では、身近な自然の減少や都市・生活型公害から地球環境問題まで今日の環境問題に対応し、本市における今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本となる条例として、平成9年3月に「長野市環境基本条例」を制定しました。

この条例では、未来に誇りうる環境調和都市の実現を目的として、4つの基本理念を掲げ、市はもとより市民、事業者それぞれの責務を明らかにし、基本方針に沿って施策を実施することとしており、環境基本計画の策定や市民及び事業者と協働による行動計画の策定について規定するとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査又は審議等をする「長野市環境審議会」の設置についても定めています。

2 概要及び体系

前文

(1) 総則

目的(第1条)

- ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- ・現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保すること

基本理念(第2条)

- 1 健全で恵み豊かな環境の享受と将来の市民への継承
- 2 生態系の均衡、生物多様性の確保による自然と人の共生
- 3 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境保全への取組

市の責務(第3条)

事業者の責務(第4条)

市民の責務(第5条)

(2) 基本施策等

基本方針(第6条)

環境基本計画(第7条)

環境白書(第8条)

基本施策(第9条—第19条)

- ・規制的措置 ・経済的措置 ・調査の実施及び監視体制等の整備 ・事業に係る環境配慮
- ・環境影響評価 ・日常生活等に係る環境配慮 ・環境教育及び環境学習の振興
- ・市民等の自発的な活動の促進 ・環境情報の整備と提供
- ・環境の保全及び創造に資する施設の整備 ・地球環境の保全に関する国際協力等

行動計画等(第19条の2・第19条の3)

施策の推進体制の整備(第20条・第20条の2)

(3) 長野市環境審議会

長野市環境審議会(第21条—第25条)

- ・設置 ・組織等 ・会議 ・特別委員 ・補則

第2章 長野市環境基本計画後期計画の概要

1 計画策定の背景・目的

市では、平成9年3月に長野市環境基本条例を制定、平成12年3月に長野市環境基本計画を策定、平成18年10月に長野市環境基本計画後期計画、平成24年4月に第二次長野市環境基本計画（以下「二次計画」という。）を策定し、環境保全に関する各種施策を展開してきました。

二次計画策定後、生物多様性の保全や地球温暖化防止等の問題に積極的に取り組み、同計画の施策は順調に推進されているものの、その目標に至っていないものも散見されます。また、国としても地球温暖化に対する適応策の推進など、新たな計画を策定しています。

このような状況を踏まえ、同計画を継続的に進めるとともに、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮の指針として、平成29年4月に第二次長野市環境基本計画後期計画（以下「後期計画」という。）を策定しました。

2 計画の目的及び位置付け

後期計画は、長野市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画であり、第五次長野市総合計画と整合を図りつつ、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

この後期計画では、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市民・事業者の取組の指針及び市の取組（施策）を示しています。

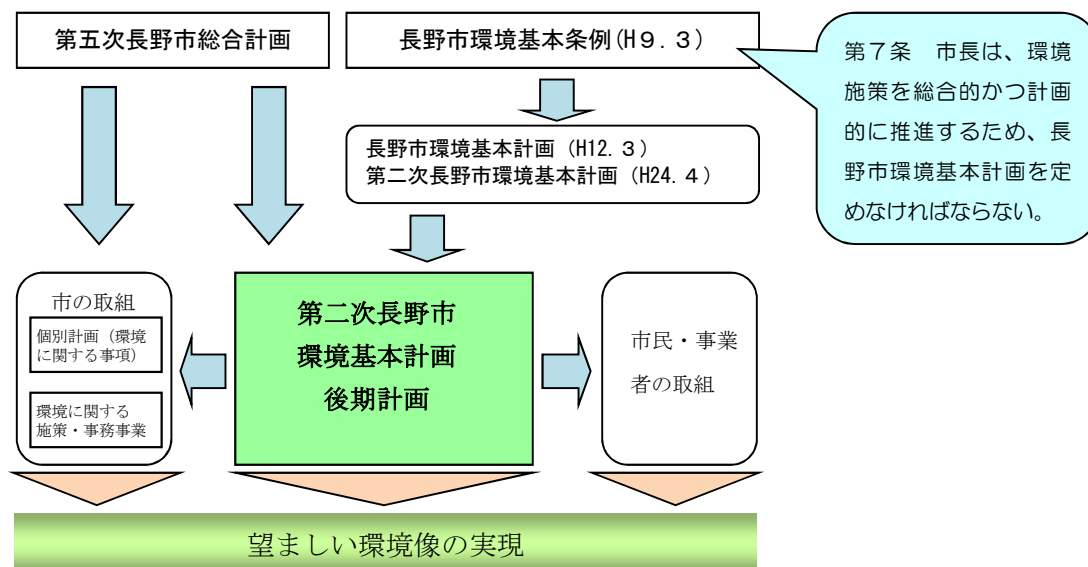


図 第二次長野市環境基本計画後期計画の位置付け

3 計画期間

後期計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 計画対象

(1) 計画の対象地域

後期計画で対象とする地域は、長野市全域とします。

(2) 対象とする環境の範囲

後期計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

- 日々の生活の快適性に関わる大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、廃棄物の状況、資源・エネルギーの有効利用などに関すること。
- 緑や水辺、そこに生息する動植物を含めた自然環境の保全と生物の多様性の確保に関すること。
- 都市景観、公園、交通及び施設に関すること並びに歴史的・伝統的資源を中心とした環境に関すること。
- 地球温暖化の防止や適応、オゾン層の保護など、地球環境に関すること。

5 計画の見直し方針

後期計画は、基本的に二次計画の内容を継承しています。そのうえで、本市を取り巻く様々な状況の変化に対応する必要があるため、次のとおり計画全体を見直しました。

- 二次計画の進捗状況と評価を反映し、市を取り巻く環境問題や社会情勢の変化などに対応するとともに、市民・事業者が各種環境活動を実施しやすいように要点を集約し、市民・事業者・市の行動指針となる今後の環境行政のマスタープランとします。
- 計画の効果的な推進のための枠組みとして、進捗状況をできる限り具体的な数値で明らかにするため、指標・目標などを設定します。
- 地域別の環境配慮指針については、地域別ではなく、より環境面に影響が大きく、配慮が必要と思われる土地利用別に課題、指針等を設定します。
- 国際社会の動向、国・県の施策、「長野市総合計画」及びその他の計画を十分考慮したものとします。特に、第五次長野市総合計画の策定作業と連携をとり、施策や指標項目（目標値）等について共通化するなど整合を図ります。

第3章 望ましい環境像と基本目標

1 長野市が目指す望ましい環境像

望ましい環境像について、本計画では二次計画の環境像を継承しています
この環境像は、全ての施策分野に横断的に関わるものとなっています。

● 豊かな自然と共生するまち

豊かな自然や身近な緑、水辺などの自然環境の保全と創造を進め、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系を確保しつつ、適切な自然とのふれあいの場や機会が確保された「ながの」を目指します。

● 資源が循環する地球にやさしいまち

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用することにより、持続的発展が可能な社会を構築し、地球環境保全に貢献する環境共生都市「ながの」を目指します。

● 安心して暮らせる、清潔で快適な魅力あふれるまち

安全で、うるおいとやすらぎのある都市空間が確保された、清潔で快適な魅力ある「ながの」を目指します。

● すべての人が地球環境を思いやるまち

豊かな環境の恵みを将来に引き継ぐために、市民・事業者・行政、そして子どもから大人まで、すべての人がすべての日常生活や事業活動の中で、地球環境を思いやる「ながの」を目指します。

● 地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち

環境保全を経済の成長要因の一つと捉え、地域産業の発展と地球温暖化対策などの環境保全活動が好循環を生み出す、活力ある「ながの」を目指します。

2 基本目標

後期計画では、基本目標について二次計画で設定された6つの基本目標の構造を継承しつつ、第五次長野市総合計画との整合を図るため、一部文言を改めました。

● 基本目標① 循環型社会の実現

3Rに加え、それぞれの状況に合った取組（+R）の推進やごみ処理体制を充実し、良好な資源循環を確保することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。

● 基本目標② 良好な生活環境の保全

産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔なまちなみなどを実現することにより、良好な生活環境を保全します。

● 基本目標③ 豊かな自然環境の保全

生物の多様性の確保や希少動植物の保護、外来生物への対応等を進めるとともに、森林や農地などを健全に保全し、質の高い自然環境を保全します。

● 基本目標④ 豊かで快適な環境の創造

歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な緑や河川の整備などを通じて、水と緑と歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。

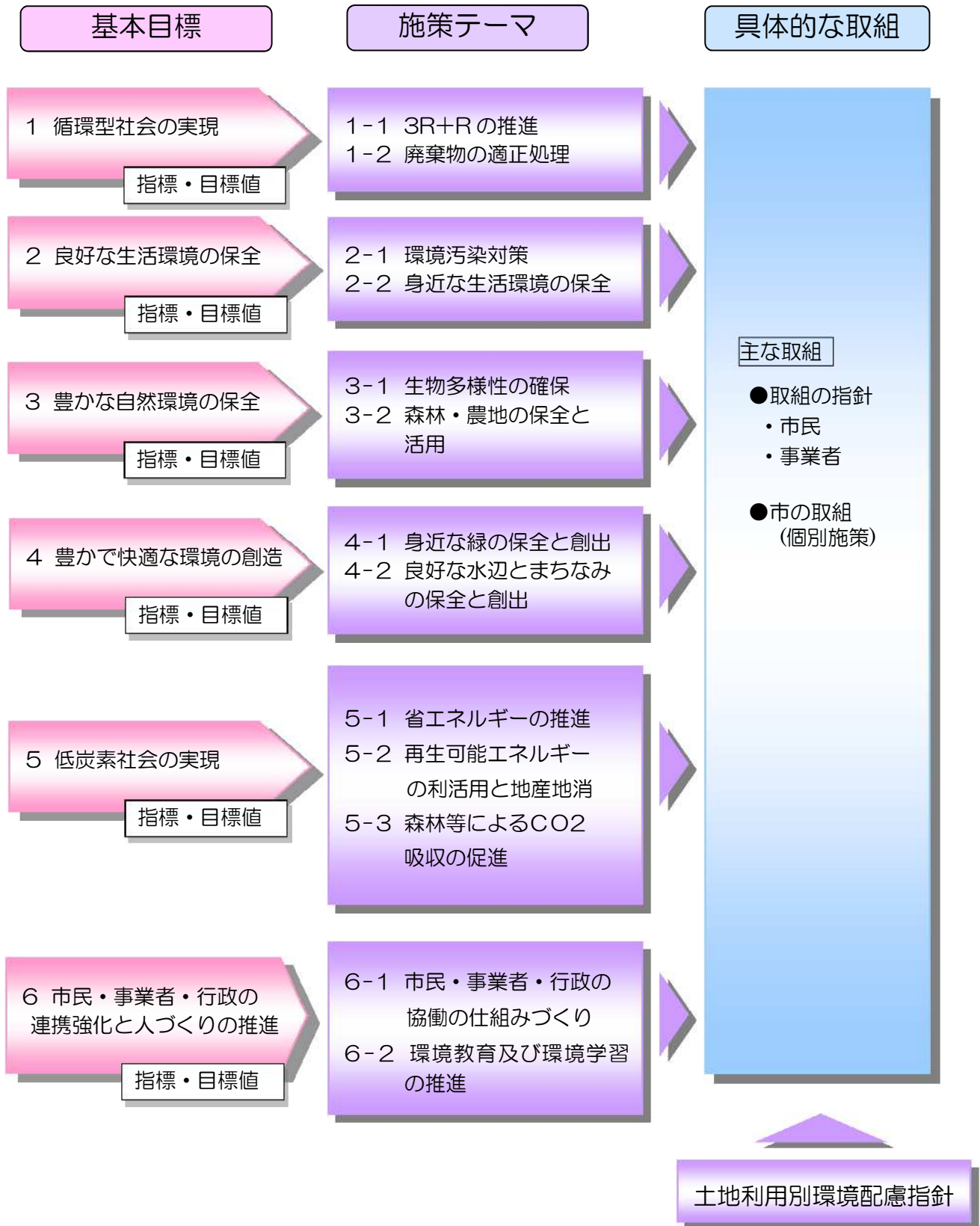
● 基本目標⑤ 低炭素社会の実現

省エネルギーの推進や、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域環境に配慮したエネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の実現を目指します。

● 基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たすために、主体間の連携を強化するとともに、子どもから大人まで、「地球環境を思いやる人づくり」を推進します。

第4章 施策の体系



第5章 計画の推進

1 推進体制

後期計画を推進していくために、庁内組織である「環境調和都市推進委員会」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

長野市環境審議会は、専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、市長への助言・提言を行います。

また、市民・事業者・行政が協働で環境基本計画を推進するため、各主体が参加する組織である「ながの環境パートナーシップ会議」のプロジェクトを推進します。

2 進行管理

本市は、行政評価(第五次長野市総合計画等)及び長野市環境マネジメントシステムにより、環境関連施策の取組状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行っています。

3 第二次長野市環境基本計画後期計画の達成状況（指標／目標値一覧と達成状況）

基本 目標	コード	指標名	担当課等	基準値 (H27)	計画 目標値 (R3)	H31			R1			
						目標値	実績	達成 状況	目標値	実績	達成 状況	
① 循環型 社会の 実現	11	ごみの総排出量(t)	↓	生活環境課	132,424t	124,724	128,314	125,811	達成	125,811	125,744	達成
	12	市民の一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	↓	生活環境課	428g/人・日	411	421	420	達成	418	418	達成
	13	事業系ごみ年間排出量(t)	↓	生活環境課	39,881t	39,757	39,605	39,115	達成	39,115	40,436	
	14	マイバック持参率(%)	↑	環境保全温暖化対策課 生活環境課	60.3%	80.0	70.0	67.5		70.0	65.4	
② 良好な 生活 環境の 保全	21	大気環境基準達成項目数(項目)	→	環境保全温暖化対策課	15項目	15	15	15	達成	15	15	達成
	22	市内中小河川13河川のBOD平均率 (mg/ℓ以下)	→	環境保全温暖化対策課	2.2mg/ℓ	2.0	2.0	1.6	達成	2.0	1.0	達成
	23	地区環境美化活動のごみ回収量(kg)	↓	環境保全温暖化対策課	25,719kg	21,500	21,500	16,574	達成	21,500	16,263	達成
	24	ポイ捨て吸い殻本数 (月平均本数:長野大通り10か所) (本)	↓	環境保全温暖化対策課	122本	70	70	117		70	116	
③ 豊かな 自然 環境の 保全	31	豊かな自然環境が保たれている(%)	↑	環境保全温暖化対策課	73.6% (H28)	73.6	73.6	69.1		73.6	69.0	
	32	間伐面積(累積面積) (ha)	↑	森林整備課	6,537ha	9,500	7,838	7,636		7,971	7,842	
	33	森林体験参加者数(年間人数) (人)	→	森林整備課	2,563人	2,150	2,150	2,167	達成	2,150	2,282	達成
	34	エコファーマーの認定者数(人)	↑	農業政策課	1,029人	1,089	882	488		500	215	
④ 豊か ので 創快 造適 な 環 境	41	市民一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内) (㎡)	↑	公園緑地課	8.11㎡	9.19	7.68	7.73	達成	7.75	7.75	達成
	42	市内中小河川9河川の水質階級(点)	→	環境保全温暖化対策課	14点 (H28)	11	11	9	達成	11	10	達成
	43	景観やまちなみが美しい地域である (%)	↑	都市政策課	57.2% (H28)	62.2	59.2	54.8		60.2	56.6	
⑤ 低炭 素 社会 の 実 現	51	温室効果ガス年間排出量(t-CO2)	↓	環境保全温暖化対策課	2,024,120t- CO2 (H24)	1,878,400	*1,975,500 (H27)	2,230,348 (H27)		*1,959,300 (H28)	2,205,391 t-CO2 (H28)	
	52	市民一人1日当たりの温室効果ガス排 出量 (kg-CO2)	↓	環境保全温暖化対策課	14.55 kg-CO2	14.08	*14.39 (H27)	16.18 (H27)		*14.34 (H28)	16.01kg- CO2 (H28)	
	53	太陽光発電設備規模(累計) (kW)	↑	環境保全温暖化対策課	100,446kW	160,000	*120,000 (H29)	127,669 (H29)	達成	*130,000 (H30)	138,695 kW (H30)	達成
	54	木質バイオマス燃料需要量の推計値 (ℓ)	↑	環境保全温暖化対策課	180,120ℓ	330,000	255,060	292,795	達成	280,040	278,424	
	55	再生可能エネルギーによる電力自給率 (発電設備容量) (%)	↑	環境保全温暖化対策課	39.1% (H26)	60.0	*48 (H29)	49.5 (H29)	達成	*51 (H30)	51.8% (H30)	達成
人行 政 の 民 連 携 の 推 進 と ・	61	環境保全活動参加者数(人)	↑	環境保全温暖化対策課	3,766人	4,700	4,700	4,842	達成	4,842	4,588	
	62	環境学習会年間参加者数(人)	→	環境保全温暖化対策課 家庭・地域学びの課	5,104人	5,200	5,200	7,222	達成	5,200	6,995	達成

*令和元年度に報告できる実績に対する目標値

第6章 環境施策に関する主な関連計画等

環境基本条例

第二次長野市環境基本計画後期計画

(第二次長野市環境基本計画後期計画の基本目標)

(主な関連計画(条例)等)



推進

ながの環境パートナーシップ会議
(市民・事業者・行政の協働)

環境調和都市推進委員会
(庁内)

環境審議会

進行
管理

環境マネジメントシステム

○指標・目標値 ○施策(具体的な取組) 等